

平成 27 年 9 月 15 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

自治労連、神奈川自治労連活動に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

自治労連、神奈川自治労連等の組合活動利権について

2 質問の要旨

平成 24 年 8 月 26 日から 28 日までの間、愛媛県松山市で開催された自治労連第 34 回大会に於いて、同 H P に掲載されているが、現鎌倉市職員労働組合中央執行委員長である芳賀秀友が神奈川県を代表して発言している。

本大会出席に於いては、「労働協約第 5 条就業時間中の組合活動」において、就業時間内の組合活動として認められているのか。労働協約第 5 条(2)に基づき本大会に市長等の許可で芳賀氏以外に出席した者はいるか。誰か。

これまでに労働協約第 5 条(2)の自治労連並びに神奈川自治労連の招集する諸会議に役員として出席をすることを就業時間中の組合活動として、許可したものを全て明らかにして、大会、会議名、日時、参加者、これに係る人件費を答えよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 28 日まで) ・ 無

(理由：総務常任委員会前日までに答弁を求める。必要に応じて、番外質問、緊急質問を行う為。)